

令和元年度 医療的ケアを要する者の受入体制についての調査報告

1 調査の目的

平成30年度にこども部会重症心身障害児者支援チームでまとめた「要医療的ケア児者、重症心身障害児者生活実態調査」の結果、医療的ケアを要する方たちが抱えている困り感や社会資源に対する不足感が明らかとなった。

令和元年度は、先の調査の結果を踏まえ、引き続き当部会において幹事会の付託を受け、医療的ケアを要する特別支援学校等の生徒が学校を卒業後、地域において生活していくための社会資源の受入状況を把握することとなった。

※今回の調査では 5 調査結果（3）に記載の医療的ケアの対応についてアンケート実施。

2 調査対象事業所

松本圏域内に所在する次の種別の事業所。

①障害福祉サービス事業のうち、生活介護事業所、短期入所事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所並びにB型事業所、日中一時支援事業所、地域活動支援センター

②介護保険サービス事業のうち、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

3 調査期間

令和2年2月20日から令和2年3月31日まで

4 調査回収状況

障がい福祉 90事業所 （送付 152事業所）回収率59%

介護保険 65事業所 （送付 248事業所）回収率26%

5 調査結果

(1) 開所日について（複数回答）

障がい福祉	回答数	平日	土曜日	日曜日	祝日
	90	83	34	13	24
		92%	38%	14%	27%

介護保険	回答数	平日	土曜日	日曜日	祝日
	65	59	41	23	41
		91%	63%	35%	63%

平日開所はどちらも9割であるが、土曜日開所が障がい福祉では38%に対して介護保険では63%、日曜日開所が障がい福祉では14%に対して介護保険では35%、祝日開所が障がい福祉では27%に対して介護保険では63%と数字に開きがある。介護保険の方が土日祝に開所している割合が高い。

(2) 送迎について（いずれか選択）

①送迎の可否

障がい福祉	回答数	可	不可	応相談	条件によって可	未回答
	90	18	14	33	17	8
		20%	16%	37%	19%	9%

介護保険	回答数	可	不可	応相談	条件によって可	未回答
	65	40	5	4	9	7
		62%	8%	6%	14%	11%

②送迎の範囲について（いずれか選択）

障がい福祉	回答数	松本圏域内	事業所市村内	その他	未回答
	90	25	12	26	27
		28%	13%	29%	30%

介護保険	回答数	松本圏域内	事業所市村内	その他	未回答
	65	13	29	16	7
		20%	45%	25%	11%

送迎の可否については、「可」が介護保険事業所の割合が高い（介護・・・62%、障がい・・・20%）「応相談」は障がい福祉事業所の割合が高い（障がい・・・37%、介護・・・6%）。送迎範囲については、「事業所市内」が介護保険事業所の割合が高い（介護・・・45%、障がい・・・13%）。

障がい福祉分野、介護保険分野で傾向に違いがあるが、これについては制度上の送迎加算（介護保険では減算）といった影響があるかもしれない。また、医療的ケアがあり呼吸器や吸引器等の荷物を送迎車に積むと、他利用者を一緒に乗せることができず複数人の送迎ができないため、応相談になりやすいとも考えられる。

(3) 可能な医療的ケア（複数回答）

*IVHとは中心静脈栄養管理の略

障がい福祉	回答数	人工呼吸器	在宅酸素	喀痰吸引	気切部の管理	IVH	経管栄養	導尿	人工肛門	リハ・緩和ケア
	90	9	16	21	13	4	19	14	10	10
		10%	18%	23%	14%	4%	21%	16%	11%	11%

介護保険	回答数	人工呼吸器	在宅酸素	喀痰吸引	気切部の管理	IVH	経管栄養	導尿	人工肛門	リハ・緩和ケア
	65	2	34	34	7	3	38	22	39	17
		3%	52%	52%	11%	5%	58%	34%	60%	26%

障がい福祉事業所では高度な医療的ケアを要する対応として気切部の管理14%、人工呼吸器の管理10%である。一方、介護保険事業所では気切部の管理11%、人工呼吸器の管理3%と低くなっている。

(4) 常勤看護職員配置加算について

障がい福祉	回答数	算定している	算定していない	未回答
	90	13	15	62

介護保険	回答数	算定している	算定していない	未回答
	65	11	34	20

(5) 提供可能な食事形態について（複数回答）

障がい福祉	回答数	胃ろうからの注入		形態食	
生活介護	24	12	50%	18	75%
短期入所	9	4	44%	7	78%
自立訓練・ 就労移行・ 就労A	8	0	0%	0	0%
就労B	40	0	0%	6	15%
日中一時	5	2	40%	2	40%
地域活動	4	2	50%	2	50%
合計	90	20	22%	35	39%

介護保険	回答数	胃ろうからの注入		形態食	
通所介護	40	18	45%	29	73%
通所リハ	10	6	60%	8	80%
短期介護	13	10	77%	11	85%
短期療養	2	1	50%	2	100%
合計	65	35	54%	50	77%

障がい福祉事業所では、生活介護・短期入所・日中一時支援・地域活動支援センターで胃ろうからの注入や形態食の提供が40%~75%の割合で対応されているが、それ以外のサービスでは対応が難しい。介護保険事業所ではどの事業所でも45%以上で対応されている。

(6) 入浴について

①入浴サービスの実施（いずれか回答）

障がい福祉	回答数	あり		なし		未回答	
生活介護	24	13	54%	10	42%	1	4%
短期入所	9	8	89%	0	0%	1	11%
自立訓練・ 就労移行・ 就労A	8	0	0%	4	50%	4	50%
就労B	40	0	0%	34	85%	6	15%
日中一時	5	2	40%	2	40%	1	20%
地域活動	4	2	50%	2	50%	0	0%
合計	90	25	28%	52	58%	13	14%

介護保険	回答数	あり		なし		未回答	
通所介護	40	31	78%	5	13%	4	10%
通所リハ	10	8	80%	1	10%	1	10%
短期介護	13	13	100%	0	0%	0	0%
短期療養	2	2	100%	0	0%	0	0%
合計	65	54	83%	6	9%	5	8%

障がい福祉事業所では、生活介護・短期入所で54%~89%の事業所で入浴サービスが実施されているが、就労系サービスで入浴サービスされているところはない。介護保険事業所では全体で83%の事業所で入浴サービスが実施されている。

②入浴設備タイプ（入浴ありの事業所のうち・複数回答）

障がい福祉

入浴あり	一般浴		特浴(座位)		特浴(仰臥位)	
25	21	84%	13	52%	14	56%

介護保険

入浴あり	一般浴		特浴(座位)		特浴(仰臥位)	
54	52	96%	33	61%	33	61%

③入浴時の看護師付き添い（入浴ありの事業所のうち・いずれか回答）

障がい福祉

入浴あり	あり	なし		
25	16	64%	9	36%

介護保険

入浴あり	あり	なし	未回答			
54	18	33%	33	61%	3	6%

④入浴のみの利用（入浴ありの事業所のうち・いずれか回答）

障がい福祉

入浴あり	可	不可	応相談
25	2	10	13

介護保険

入浴あり	可	不可	応相談
54	8	20	26

(7) 18歳以上医療的ケアのある方の受け入れ体制について

①受け入れについて（いずれか選択）

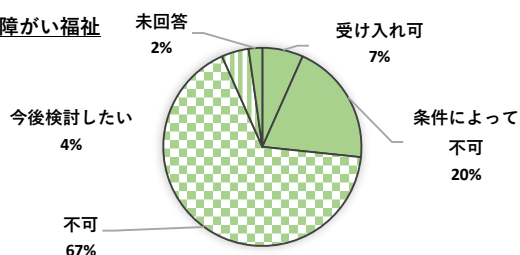
障がい福祉

	回答数	受け入れ可	条件によって不可	不可	今後検討したい	未回答
生活介護	24	5	6	12	1	0
短期入所	9	1	4	4	0	0
自立訓練・就労移行・就労A	8	0	0	6	0	2
就労B	40	0	4	34	2	0
日中一時	5	0	1	3	1	0
地域活動	4	0	3	1	0	0
合計	90	6	18	60	4	2

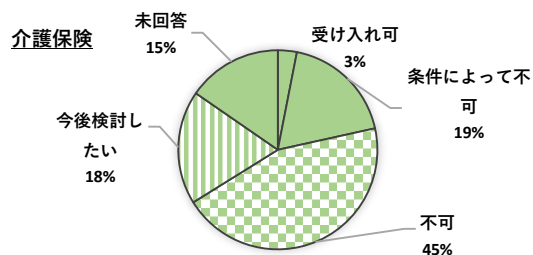
介護保険

	回答数	受け入れ可	条件によって不可	不可	今後検討したい	未回答
通所介護	40	1	9	20	4	6
通所リハ	10	1	1	4	2	2
短期介護	13	0	2	5	4	2
短期療養	2	0	0	0	2	0
合計	65	2	12	29	12	10

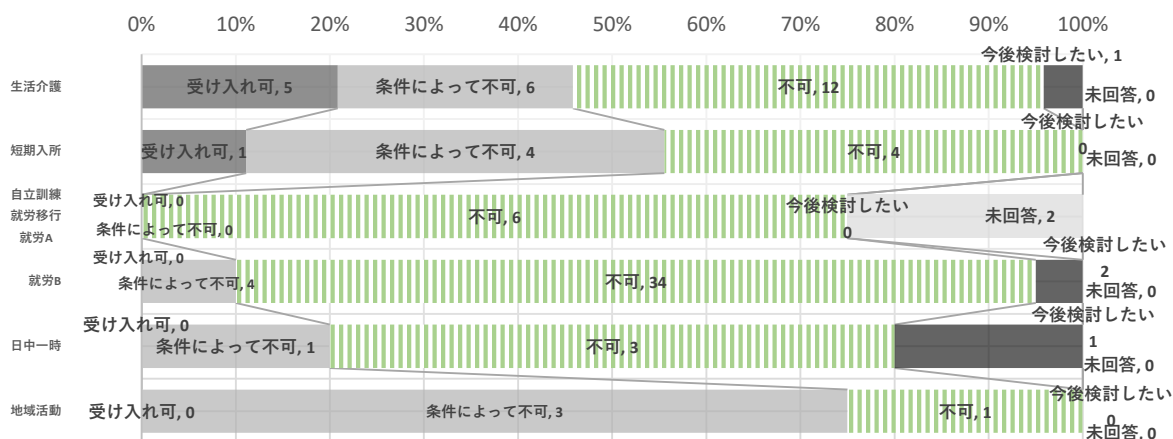
障がい福祉



介護保険



障がい福祉事業所種別



18歳以上の医療的ケアのある方の受け入れについては、障がい福祉事業所は4%が今後検討したい、67%が不可とされている。介護事業所に関しては、18%が今後検討したい、45%で不可となっている。

障がい事業所種別では、ばらつきが多くみられ、特に自立訓練・就労移行・就労A・就労Bでは不可の割合がとても高く、医療的ケア児の就労系サービスへ進む想定がされていない様子がうかがえる。

② 上記で条件によって不可、不可、今は不可とした理由（複数回答）

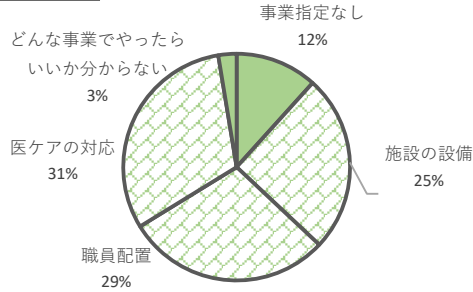
障がい福祉

	回答数	指定なし	設備面	職員配置	医ケアの対応	どんな事業でやるか?
生活介護	24	2	13	14	13	0
短期入所	9	1	1	7	6	0
自立訓練・ 就労移行・ 就労A	8	2	4	3	5	0
就労B	40	10	18	15	19	2
日中一時	5	2	1	4	3	2
地域活動	4	1	2	2	2	0
合計	90	18	39	45	48	4

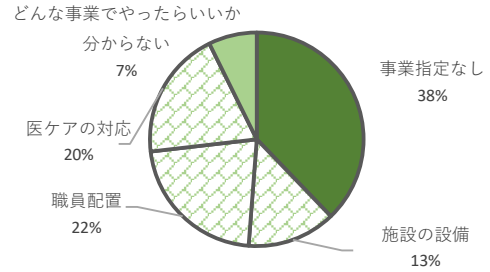
介護保険

	回答数	指定なし	設備面	職員配置	医ケアの対応	どんな事業でやるか?
通所介護	40	17	8	12	11	2
通所リハ	10	6	0	2	0	1
短期介護	13	7	3	4	5	3
短期療養	2	1	0	0	0	0
合計	65	31	11	18	16	6

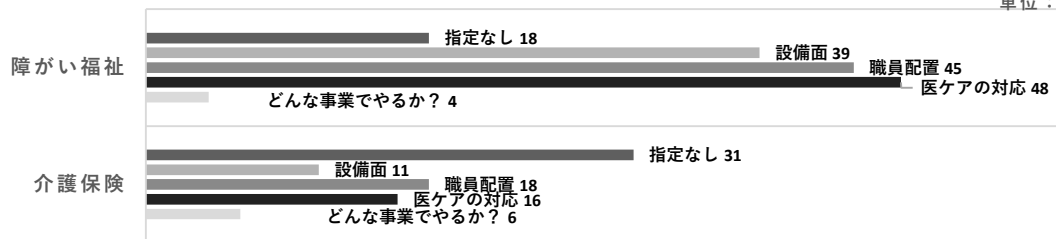
障がい福祉



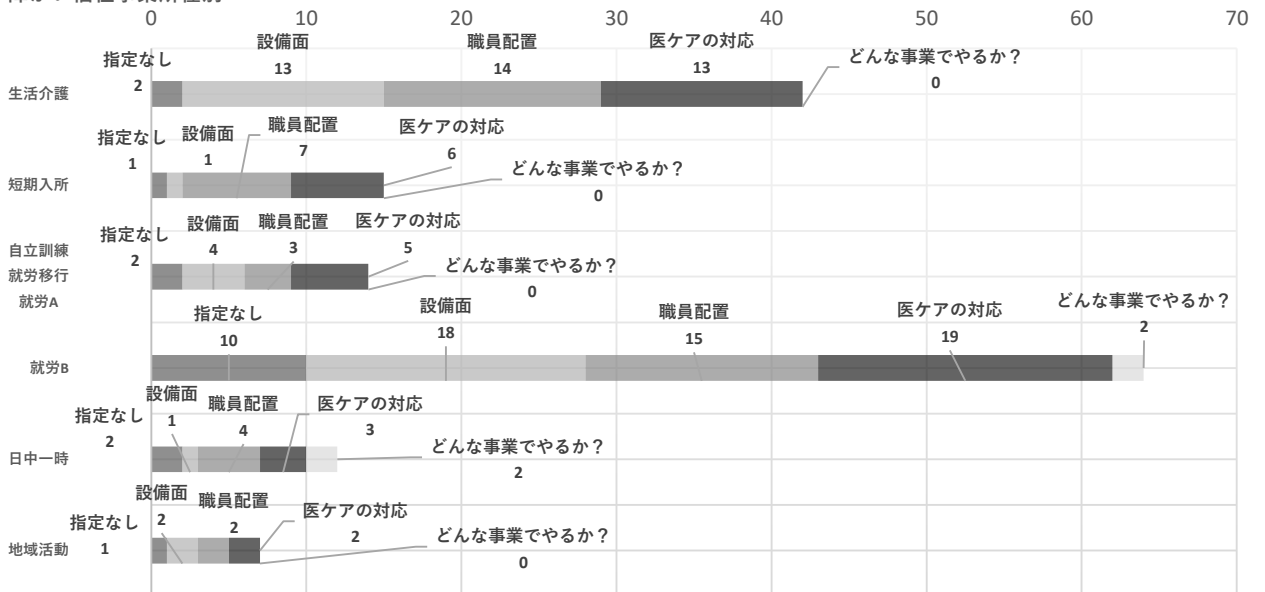
介護保険



単位：回答数



障がい福祉事業所種別



障がい福祉事業所では職員配置、医療的ケアの対応、設備面など検討となっている。介護保険事業所では38%が指定がないと答えられている。障がい福祉事業所種別ではどの種別でも課題となることは同じ様子がうかがえる。

その他記載

【障がい福祉】

- ・看護師不在の際の対応が難しい
- ・算定の医療的ケア以外にも大変なことが多々ありますので、そのあたり評価していただけたら。
- ・事業所の実態に見合った加算をいただけるとありがたい。
- ・喀痰吸引は日中、看護師の勤務時間であれば可能。夜間の医療ケアは不可。
- ・介護職員の喀痰吸引等の有資格者が充実していない。整っていない。
- ・就労Bでの受け入れは考えていない。

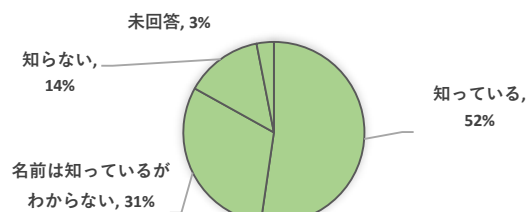
【介護保険】

- ・高齢者向けの施設なので、若い利用者さんがなじめるか不安である。
- ・入浴時の介助負担が大きいと難しい（体格・同性介助等）
- ・高齢者の受入れでも定員多くことわる時期もあるため難しい。
- ・介護保険を使える方（高齢者が主）を対象にしている。

(8) 共生型サービスについて（介護保険事業所のみ回答）

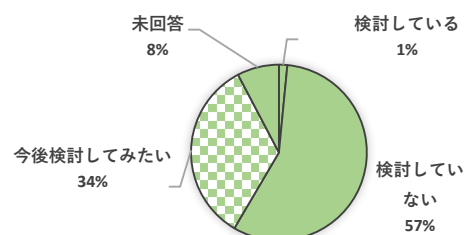
① 共生型サービスを知っているか？

	回答数	知っている	知らない	知らない	未回答
通所介護	40	23	11	4	2
通所リハ	10	4	4	2	0
短期介護	13	6	4	3	0
短期療養	2	1	1	0	0
合計	65	34	20	9	2



② 共生型サービスの実施について

	回答数	検討している	検討していない	今後検討してみたい	未回答
通所介護	40	1	23	11	5
通所リハ	10	0	6	4	0
短期介護	13	0	7	6	0
短期療養	2	0	1	1	0
合計	65	1	37	22	5



共生型サービスについては、52%の事業所は知っているが、31%は名前だけで詳細まで把握されていない。検討されていない事業所が57%ある一方、今後検討してみたい事業所が34%ある。

(9) その他医療的ケアについての意見等

【障がい福祉】

- ・大きなホールで全ての利用者を受け入れており多動、行動障害の方もおり危険回避が難しい。
- ・看護師がサビ管の為医ケアの必要な方には他事業所から看護師の応援が必要。
- ・障がい特性の強い方が多く対応には職員負担も多くあり、医療的ケアの必要な方への支援に力が入れられないのが現状。
- ・看護師が確保できるかどうかにかかっている。

- ・現状、1名の胃瘻注入者の入所者が居り、1日3回の注入を看護師若しくは喀痰吸引等の研修修了者によって行っている。従って、年間通してターミナル支援を繰り返し行って居り、「医療的ケアは、入所で長く暮らしてきた結果の選択肢の中であり得る支援なのであるが、設備/体制などが整備でき切らない実態から退所を選択せざるを得ない」支援体制が現状と思われる。
- ・他施設で医療型短期入所を実施していても医療的ケアによっては対応できない施設もあるため、当施設の利用が集中している。
- ・医療的ケア（人工呼吸器・気切、胃ろうなど）が濃厚な就学前の子どもの利用が増えてきており、発作などの状態が安定していない子どももいるため、成人以上にケアを要する。
- ・成人・児童に関わらず利用者が医療的ケアのある方がほとんどであるため、職員の負担が大きい。
- ・車いすを自走する方や立位できる方など、医療的ケアにあわせて運動機能が高い利用者がいるため、受け入れにあたりベッドや生活環境を調整する必要がある。
- ・事業をしたくても、看護師、職員の体制が整わない。・一般就労を目標とすることを前提とした就労継続支援A型事業所のため、一般就労に近い勤務体制や設備のみを有しています。その点、現状では医療的ケアを前提とした利用者の方を受け入れる職員体制、設備等がありません。
- ・医療的ケアは実施していない。就労継続支援B型の事業所として対応していないため今後も検討する予定はありません。
- ・現在受け入れていない。知的・身体障害を持つ方が多く利用。ある程度自己管理ができたり現状の体制の中で対応できるなら相談に応じたい。
- ・今現在は、就労継続支援B型事業の指定のみだが、医療的ケアが必要な方の受け入れのニーズがあれば、今後の事業展開により、積極的に受け入れ態勢を整えたい。

【介護保険】

- ・入浴に関しては設備の関係もあり、利用者様の体重、体格などによりお受けできるか相談させていただいている。
- ・送迎についても高齢者様の送迎もあるため、人員、車両の関係でご相談させていただいている。
- ・医療ケアに関わらず、ご利用の際には見学、ご相談いただくと助かる。
- ・褥瘡処置などケアに必要なもの（在宅酸素、吸引カテ、消毒剤も含め）ご持参していただきたい。
- ・日中は常勤で看護職員が居りますが、夜間は看護職員のオンコール体制をとっている。夜間の緊急対応や医療的依存度の高い方の受け入れは難しい状況にある。（同意見1）
- ・これからは、短期入所を利用していても、24時間対応で訪問診療や訪問看護が利用できる等、柔軟な対応が可能になってほしいと思っている。
- ・特別養護老人ホームの体制として、鼻腔栄養の方は、受け入れしていない現状がある。カテーテルの交換やリスクを考えると、今後も受け入れはしないと思う。
- ・現在、喀痰吸引研修修了者が施設全体でも若干名しかおらず、夜間帯は看護師も自宅待機の為、喀痰吸引が頻回な方は受入困難。生活中心のケアを提供している。医療的ケアが常時必要な方に対し、職員配置、設備が難しい。
- ・共生型サービスの実施が求められるとなれば、それに向けて職員の資格取得等の体制を整えていかなければならないと思う。まずは「共生型サービス」の理解を深めることが大切だと感じた。
- ・現状65歳以下の介護保険対象者以外の受け入れは行っていない。

6 まとめ

①共生型サービスについて

平成30年度に報告した要医療的ケア児者、重症心身障害児者生活実態調査にて、重い医療的ケアが必要な人は、軽い人に比べて半分程度しかサービス利用できていないという結果があり、本調査は介護保険事業所も調査対象に含めて実施した。回答のあった介護保険事業所のうち、38%の事業所が事業所指定がないことを受け入れが難しい理由として回答している。また、共生型サービスについて45%の事業所が知らない、または名前は知っているが詳しくは分からないと返答している。一方で共生型サービスについて、今後検討したいとの返答が34%であった。その他意見として、共生型サービスの理解を深めることが大切だと感じたとの回答もあった。

②受け入れに関して

障がい福祉分野での医療的ケアがある方の受け入れが難しい理由については「職員配置の問題」「医療的ケアの対応が難しい」が合わせて6割を占めている。

「障がい特性の強い方が多く対応には職員負担も多くあり、医療的ケアの必要な方への支援に力が入られない」「車いすを自走する方や立位できる方など、医療的ケアにあわせて運動機能が高い利用者がいるため、受け入れにあたりベッドや生活環境を調整する必要がある」といった、職員の負担や環境調整に苦慮している状況もある。

また受け入れを行っている事業所からは、「他施設でも医療型短期入所を実施しているが、医療的ケアによっては対応できない施設もあり、利用が集中している。」「事業所の実態に見合った加算をいただけるとありがたい」といった声もあった。

障がい福祉分野・介護保険分野ともにその他意見等で「看護師の確保が難しい」「看護師不在の際の対応が難しい」「職員体制や喀痰吸引等の有資格者が不足している」といった意見が多かった（両方で14件）。

介護保険分野では、「介護保険を使える方（高齢者が主）を対象にしている」「高齢者向けの施設なので、若い利用者さんがなじめるか不安である」といった意見がある。

③就労系サービスでの受け入れについて

従来の「重症心身障害児」にはあてはまらなくても高度な医療的ケアが必要な児童が増加傾向にある。（H28年厚生労働省「医療的ケア児数」医療的ケア児の実態調査より）今後医療的ケア児の成長に伴い、障がい福祉サービス利用（特に就労系サービス）を希望する者が増加すると考えられる。

今回の調査では、就労系サービスの事業所の8割強が医療的ケアのある方の受け入れは不可と回答している。就労移行支援事業所や就労継続支援A型事業所においては不可、未回答が100%となっている。「一般就労を目標とすることを前提とした施設であるため、現状では受け入れはない」との意見もあった。就労継続支援B型事業所では、「ニーズがあれば今後積極的に検討したい」という意見も一部であったものの、多くは医療的ケアのある方の利用は想定していない。